

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 5 月 28 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 28 号

北九州市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条各号列記以外の部分中「第 6 条の 3 第 1 項第 1 号」を「第 6 条の 4 第 1 項第 1 号」に改める。

付 則

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。